

令和8年
10月から

従業員50人以下の事業主の皆様へ

* * 保険料調整制度が開始されます * *



令和8年9月30日以前に特定適用事業所・または任意特定適用事業所となっている事業所は、保険料調整制度の対象外です。

ご注意ください

○特定適用事業所とは、法人番号が同一の事業所で、厚生年金保険の被保険者（短時間労働者を除く）の数が、1年のうちで6ヵ月以上51人以上となることが見込まれる事業所。

○任意特定適用事業所・・・特定適用事業所以外の事業所で労使合意により申出を行った事業所。

※上記に該当する場合には、「短時間労働者」を社会保険の加入対象としなければなりません。

対象事業所

- ①令和8年10月1日以降に任意特定適用事業所となる事業所
- ②令和9年10月1日以降、順次適用拡大により特定適用事業所となる事業所（下表のとおり区分が変更となります）

対象期間	令和9年10月～	令和11年10月～	令和14年10月～	令和17年10月～
被保険者数	36～50人	21人～35人	11人～20人	10人以下

対象となる従業員

以下の3つの条件にすべて当てはまる短時間労働者が対象！

- ①週の所定労働時間が20時間以上（フルタイムの3/4未満）
- ②月収が13万円未満（標準報酬月額 126千円以下）
- ③学生ではない

保険料調整制度の目的と概要

○健康保険・厚生年金保険の適用拡大により、新たに被保険者の資格を取得する短時間労働者について、新たな保険料負担の発生を回避するために就業調整を行うことがないよう、短時間労働者の手取り収入の減少を抑制させるものです。

○対象事業所の事業主が保険料調整制度の利用を申出することで、短時間労働者の保険料負担割合を軽減させただうえで、事業主の保険料負担を増加させ、事業主が余分に負担した「保険料調整額」を4ヵ月以内の保険料に充当することで、事業主に還付します。

- ◆健康保険料・厚生年金保険料の双方に保険料調整制度の利用開始に係る申出「**保険料調整開始申出書**」の提出が必要です。（健康保険組合及び日本年金機構）
- ◆制度の利用開始から**3年間**の取扱い（制度利用3年目の減額あり）
- ◆標準賞与額に係る各種保険料は対象外

具体的な保険料調整の取扱い

標準報酬月額に応じて、短時間労働者の負担軽減割合が異なります。
※下表を参照願います。

標準報酬月額	88千円以下	98千円	104千円	110千円	118千円	126千円
従業員：事業主 (1・2年目)	25：75	30：70	36：64	41：59	45：55	48：52
従業員：事業主 (※3年目)	37.5：62.5	40：60	43：57	45.5：54.5	47.5：52.5	49：51

※制度利用3年目は、短時間労働者の軽減割合が半減します。

保険料調整及び控除のイメージ

本来の負担額

従業員

事業主

4,180円/月

4,180円/月

折半負担

保険料調整制度利用後

従業員

事業主

2,090円/月

6,270円/月

減額

増	額

事業主

4,180円/月

控	除

◎標準報酬月額 88千円の短時間労働者の健康保険料イメージ（料率 95%）

4ヵ月以内に充当

注意いただく事項

- 事業所が保険料調整制度の対象となった日から2年以内に開始申出を行う必要があります。また、開始月は「保険料調整開始申出書」が受理された日の属する月であり、当該月前に遡及して利用を開始することはできません。
- 事業所が開始申出を行った以降に加入する短時間労働者の場合は、3年よりも短い期間の保険料軽減となります。
(例：令和8年10月1日資格取得…3年間、令和9年7月1日の資格取得者…2年3ヵ月)
- 上記「保険料調整の取扱い」で示した負担軽減割合以外の割合に変更できません。

保険料調整制度の利用を希望される事業主は、健康保険組合にお問い合わせください。 TEL:054-255-8401